主要記事の要旨

フランスの緊急状態法 一近年の適用事例と行政裁判所による統制—

矢 部 明 宏

- ① フランスは、緊急事態制度の長い歴史を有し、憲法上の制度である大統領の非常権限及び戒厳の制度のほか、法律上の制度として緊急状態法による制度がある。緊急状態法は、現代に生じる危機に対して効果的かつ臨機応変に対処し得る制度であるとの評価がある一方、その合憲性には議論がある。
- ② 緊急状態法は、1955年4月、アルジェリア紛争に対応するために制定された。緊急 状態の発動の要件は、極めて漠然としており、洪水、地震、ストライキのような非軍事 的な緊急状態にも適用が可能である。緊急状態法は、過去、アルジェリア紛争(計3回)、 ニューカレドニア紛争、都市暴力の際に適用された。
- ③ 緊急状態法は、緊急状態の実施を、大きく、2つの局面に分けて定めている。第1の 局面は、大統領が主導し、大臣会議の議を経るデクレにより緊急状態を宣言し、緊急状態が実施される地域を定める局面である。第2の局面は、首相が定めるデクレにより、 特に深刻な影響が生じている地帯を指定し、より強力な措置を実施可能とする局面である。
- ④ 2005年10月末にパリ近郊で発生した暴動は、各地に拡大した。同年11月8日、緊急状態の宣言及び緊急状態法の適用のための2つのデクレが制定され、さらに11月18日、緊急状態を2か月延長するための法律(延長法)が制定された。次第に状況が沈静化したため、2006年1月3日、緊急状態を終了させるデクレが制定され、1月4日、緊急状態が終了した。
- ⑤ 最上級行政裁判所としてのコンセイユ・デタは、地方行政裁判所の控訴審となるほか、 一審かつ最終審としての独自の管轄権を有する。その中には、特別に重要な行政行為を めぐる訴訟として、大統領や首相のデクレの取消訴訟が含まれる。
- ⑥ 2005 年 11 月 8 日に制定された 2 つのデクレについて、コンセイユ・デタにデクレの 効力停止等を求める訴えが提起され、同年 11 月から 12 月にかけて 4 つの判決が、さら に翌 2006 年 3 月に本案判決が下された。
- ⑦ 一連の裁判では、政府の行為(デクレ)の適法性、延長法及びデクレの国際条約との抵触、緊急状態法の合憲性が主な争点となった。コンセイユ・デタは、統治行為論をとらず、緊急状態法の適用についての判断を行ったが、いずれの判決も政府の判断を尊重するものとなった。
- ⑧ 一般に、緊急事態において政府に平常時に比べて強力な権限を集中させる体制について検討する場合には、その権限の根拠に法的な明確性を与えるとともに、その権限行使を適切に統制することができる制度の構築が重要な課題となることを、フランスの例から窺うことができる。

フランスの緊急状態法

―近年の適用事例と行政裁判所による統制―

行政法務調查室 矢部 明宏

目 次

はじめに

- I フランスの緊急権制度
- 1 憲法上の緊急権一大統領の非常権限及び戒厳一
- 2 法律上の緊急権-緊急状態-
- Ⅱ 緊急状態法の2005~06年の適用
 - 1 暴動の発生と拡大
 - 2 デクレの制定
 - 3 延長法の制定
 - 4 緊急状態の終了
- Ⅲ コンセイユ・デタの判決と争点
- 1 コンセイユ・デタの統制機能
- 2 判決の内容
- 3 争点

おわりに

はじめに

第179回国会(平成23(2011)年10月20日~12月9日)から活動を開始した両議院の憲法審査会では、東日本大震災後の緊急事態制度への関心の高まりの影響を受けて、国家緊急権、災害時における人権保障等に関する様々な意見が交わされた。特に、第180回国会(平成24(2012)年1月24日~9月8日)における参議院憲法審査会では、「東日本大震災と憲法」をテーマとして計4回の会議が開催された(1)。

緊急事態制度に関しては、過去において、昭 和32 (1957) 年に内閣に設置された憲法調査会 (昭和39(1964)年7月、報告書提出)、平成12 (2000) 年に衆議院及び参議院に設置された憲 法調査会(平成17(2005)年4月、報告書提出) においても議論された⁽²⁾。最近、政党の策定し た憲法改正案の中には、緊急事態に関する規定 を設けているものもある⁽³⁾。これまでの我が国 における憲法論議を概観すると、大きくは、緊 急事態に関する規定を設けるべきという意見と 設けるべきではないとする意見に分かれている が、既に「自衛隊法」(昭和29年法律第165号)、 「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)等 の法律で、様々な緊急事態における政府の権限、 及び必要な場合における国民の権利の制限につ いて定められており、緊急事態に関する憲法上 の規定がさらに必要となるかどうかは、明確と

は言えない。

また、緊急事態における政府の行為に対する 裁判所による統制については、一般に裁判所は、 統治行為論等を用いて政府の立場を支持し、あ るいは、通常の場合よりも人権の保護に消極的 になる可能性があるとされており⁽⁴⁾、政府の行 き過ぎた行為から人権を守るために裁判所が十 分な統制機能を果たすことは、緊急事態制度上 の重大な課題である。

フランスは、緊急事態制度の長い歴史を有し、 現行の制度として、憲法上の制度である大統領 の非常権限及び戒厳の制度のほか、法律上の制度として緊急状態法による制度がある。特に緊急状態法は、現代に生じる危機に対して効果的かつ臨機応変に対処し得る制度であるとの評価がある⁽⁵⁾一方、憲法上、明確な根拠規定がないことから、これまでその合憲性に議論があった。また、フランスでは、緊急事態において、行政裁判所が政府の行為を統制する重要な役割を果たすところに特徴がある。これは、フランスでは、行政裁判所が執行権に属し、司法権に属する司法裁判所とともに、裁判権を分有するという、いわゆる二元的裁判制度を採用している⁽⁶⁾ところから生じている。

本稿は、フランスの緊急状態法の近年における適用事例を取り上げ、緊急状態法の仕組み、適用の実際及び裁判所による統制について紹介し、緊急事態制度に関する国会での議論の参考に供することを目的とする。第 I 章では、フラ

⁽¹⁾ 三俣真知子・荒井達夫「東日本大震災と憲法―参議院憲法審査会の議論を振り返って―」『立法と調査』No.331, 2012.8, pp.69-77. 参照。

⁽³⁾ 自由民主党「日本国憲法改正草案」(平成 24 年 4 月 27 日 (決定))pp.24-25. http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

⁽⁴⁾ Tom Ginsburg and Rosalind Dixon, eds., *Comparative Constitutional Law*, Cheltenham; Northampton: Edward Elgar, 2011, p.342; エリック・バーレント(佐伯宣親訳)『英国憲法入門』成文堂, 2004, p.210.(原書名: Eric Barendt, *An Introduction to Constitutional Law*, Oxford; New York: Oxford University press, 1988.)

⁽⁵⁾ 上村貞美「フランス第五共和制における緊急権」『法学雑誌』20巻4号, 1974.3, p.450.

⁽⁶⁾ 滝沢正『フランス法 (第3版)』三省堂, 2008, p.179.

ンスの緊急権制度を概観し、第Ⅱ章では、緊急 状態法の最近の適用事例である 2005 年末から 2006 年初めにかけての暴動の際の適用の内容 を紹介する。第Ⅲ章では、コンセイユ・デタ (Conseil d'État) ⁽⁷⁾の判決及び争点について述べ ることとしたい。

I フランスの緊急権制度

国家が緊急事態に際して、国家存立のために 平常時とは異なる権力の集中・行使を可能とす ることは、国家緊急権(緊急権)といわれる⁽⁸⁾。 この章では、フランスの現行の緊急権制度のう ち、憲法上の制度を概観した後、本稿の主な対 象である、法律上の制度としての緊急状態法に よる制度を詳しく紹介する(表1参照)。

1 憲法上の緊急権一大統領の非常権限及び戒 厳一

フランスにおいては、1841年6月4日の憲章 (憲法)第14条で、国王は、「法律の執行および国家の安寧のために必要な規則又は命令を発する」としたことが、近代の緊急権の本格的な規定の始まりであるとされる⁽⁹⁾。1958年10月5日に公布された現行憲法である第5共和制憲法における緊急権制度には、大統領の非常権限 (pouvoirs exceptionnels) (第16条)及び戒厳

(état de siège) (第36条。état de siège は、「合 囲状態」とも訳される。) がある。

(1) 大統領の非常権限

大統領の非常権限の内容は、次のとおりであ る(10)。共和国の諸制度、国の独立、領土の保 全又は国際的約束の履行が重大かつ切迫した脅 威にさらされ、憲法上の正常な運営が妨げられ た場合には、共和国大統領は、首相、両議院議 長及び憲法院長に諮問した後、状況により必要 とされる措置を採る (第16条第1項)。共和国 大統領は、教書を発してこれを国民に伝える(第 2項)。これらの措置は、憲法上の公権力機関に その任務を果たすための手段を最短期間のうち に確保させる意思の表れたものでなければなら ない。憲法院は、それに関して諮問を受ける(以 上第3項)。国会は、当然に集会する(第4項)。 国民議会(下院)は、非常権限の行使中は、解 散することができない(第5項)。非常権限が 30日間行使された後には、国民議会議長、元 老院(上院)議長、60名の国民議会議員又は 60名の元老院議員は、第1項に規定された諸 条件の充足が継続しているのかどうかを審査す るために憲法院に訴え出ることができる。憲法 院は、最短期間内に公開の意見により、その判 断を表明する。憲法院は、非常権限行使60日 が経過した場合は、当然に審査を行い、同一の

⁽⁷⁾ 政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに、行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.112. 参照。詳細は、後述(Ⅲ1参照)。

⁽⁹⁾ 小林「緊急権―立憲体制と危機政府の問題」同上, pp.230-231. フランスの緊急権制度に関しては、上村 前掲注(5), pp.447-487; 村田尚紀「フランスの『有事法制』」水島朝穂編著『世界の「有事法制」を診る』法律文化社, 2003, pp.101-118; 新井誠「第7章 フランスにおける危機管理の憲法構造と災害対策法制」浜谷英博・松浦一夫編著『災害と住民保護―東日本大震災が残した課題 諸外国の災害対処・危機管理法制』三和書籍, 2012, pp.199-230; 矢部明宏「I 憲法上の国家緊急権 4 フランス」『主要国における緊急事態への対処(総合調査報告書)』(調査資料 2003-1)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, pp.24-27. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999552 po 20030104.pdf?contentNo=4> 等も参照。

⁽¹⁰⁾ 現行憲法の訳は、高橋和之編『世界憲法集(第二版)』(岩波文庫) 岩波書店, 2012, pp.281-347. を参照。

要件の下にその判断を表明し、また、この期間 経過後は、いつでもこれを行うことができる(以 上第6項)。

この非常権限は、後述する 1961 年のアルジェリアの騒乱の際、シャルル・ド・ゴール (Charles de Gaulle) 大統領により発動されたのが唯一の例である。非常権限には、憲法制定当時から、権限行使の実体的要件が曖昧であること、実施期間が不明確であること等の憲法上の問題点が指摘されてきた。このため、2008 年の憲法改正では、第6項が新設され、憲法院への付託の制度が設けられた。(11)

(2) 戒厳

戒厳は、憲法第36条に規定され、その具体的内容は、国防法典 L. 第2121-1条から L. 第2121-8条までが規定する⁽¹²⁾。戒厳は、他国との戦争又は武装反乱による急迫した危機に直面する場合にのみ、大臣会議(閣議)の議を経るデクレ⁽¹³⁾により発令することができる(憲法第36条第1項、国防法典 L. 第2121-1条)。戒厳が発令されると直ちに、秩序及び治安の維持のために一般行政当局に与えられた権限は、軍当局に

移管される(同法典 L. 第 2121-2 条)。軍事裁判所は、一定の犯罪の裁判を管轄することができる(同 L. 第 2121-3 条~L. 第 2121-6 条)。軍当局は、昼夜を問わず家宅捜索を行うこと、発令された地域から、特定の者を退去させること、武器・弾薬の引渡しを命じ、その捜索・回収を実施すること、集会・出版の禁止が可能となる(同法典 L. 第 2121-7 条)。ただし、戒厳は、これまで発令されたことはなく、今後も発令される見込みはないとされる(14)。

2 法律上の緊急権 - 緊急状態 -

- (1) 緊急状態法の制定、適用及び改正
- (i) 緊急状態法の制定

緊急状態(état d'urgence)という法概念は、「緊急状態を制度化しアルジェリアにおけるその適用を宣言する 1955 年 4 月 3 日の法律第 55-385号」(以下「緊急状態法」という。)によって導入された。同法は、名称にみられるように、第 4 共和制末期のアルジェリア紛争(16)の産物であるが、それを超える広い射程をもち、1955 年 8 月 7 日の法律及び 1960 年 4 月 15 日のオルドナンス(17)(後述)による改正を経て、今日も効力

表1 フランスの緊急権制度

類型	法的根拠	発動される場合	主な内容
大統領の 非常権限	憲法第 16 条	・重大かつ切迫した脅威にさらされ、憲法上の正 常な運営が妨げられた場合	・大統領は、状況により必要な措置を採ること ができる。
戒厳	憲法第 36 条、 国防法典	・他国との戦争又は武装反乱による急迫した危機	・秩序維持の権限が一般行政当局から軍に移管 ・軍による家宅捜索、集会・出版の禁止等
緊急状態	緊急状態法	・公の秩序に対する重大な脅威を生じさせる急迫 した危険、公の災害の性格を現出する事件	・行政当局による居所の指定、劇場等の一時閉 鎖、人・財産の徴発等

(出典) 新井誠「第7章 フランスにおける危機管理の憲法構造と災害対策法制」浜谷英博・松浦一夫編著『災害と住民保護―東日本大震災が残した課題 諸外国の災害対処・危機管理法制』三和書籍, 2012, p.201. の表を参考に、筆者作成。

⁽¹¹⁾ 新井 前掲注(9), pp.201-203.

⁽¹²⁾ 国防法典については、矢部明宏「フランスの国防法典」『外国の立法』no.240, 2009.6, pp.169-179; 国立国会図書館調査及び立法考査局フランス法研究会訳「国防法典(抄)」『外国の立法』no.240, 2009.6, pp.180-195. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 1000079 po 024004.pdf?contentNo=1> 参照。

⁽¹³⁾ デクレは、大統領又は首相が制定する命令の形式であり、我が国の政令に近似する概念。デクレの種類には、単純デクレ(一般に首相が署名し一例外的に大統領が署名する一、1人又は複数の大臣が副署する。)、大臣会議の議を経るデクレ(大臣会議で採択された後、関係大臣が副署するほか、大統領も署名することがある。)のほか、コンセイユ・デタの議を経るデクレがある。滝沢 前掲注(6), pp.137-138, 272-274; 山口編 前掲注(7), pp.144-145. 参照。

⁽¹⁴⁾ 村田 前掲注(9), p.103.

を有する⁽¹⁸⁾。緊急状態法案は、1955年3月18日、政府による決定後直ちに国民議会に提出され、4月1日に国民議会で、4月2日に元老院で可決され、4月3日、大統領の審署を得て制定された。

アルジェリア危機において、既に存在した戒厳が用いられず、新たに緊急状態法が制定されたのは何故であろうか。戒厳は、前述のとおり、外国との戦争又は武装反乱による急迫した危機の場合にのみ発令できる。しかし、当時の政府は、アルジェリア危機を単なる流血の騒擾(trouble)であるととらえており、戦争を連想させる戒厳が慎重に避けられたためであるとされる(19)。

緊急状態が戒厳と異なる主な点は、秩序維持の権限が一般行政当局から軍事当局へ移転しないこと、及びその権限が大きいことである。制定当初、緊急状態は、平時と戒厳との間の「中間的な解決」であると言われていたが、実際に

は、人身の自由、通行の自由、労働の自由、通信の自由、財産の自由、出版の自由、集会の自由等の公的自由に重大な侵害をもたらし、戒厳をはるかに凌駕する非常に強力な制度となったとされる⁽²⁰⁾。また、緊急状態の発動の要件は、極めて漠然としており、洪水、地震、ストライキのような非軍事的な緊急状態にも適用が可能である⁽²¹⁾。したがって、緊急状態は、現代の政治社会において、ますます多発するであろう危機に対して、最も効果的に、臨機応変に対処しうる制度であり、現代的な緊急権であるということができる⁽²²⁾とされる。

(ii) 緊急状態法の適用、改正等

1955年4月6日、フランスのアルジェリア 総督は、一定地域における緊急状態法の適用を 告知した。緊急状態は、同法第15条に基づき 6か月間宣言され、同年8月7日の法律第55-1080号⁽²³⁾により、6か月間延長された(以下、

⁽¹⁵⁾ Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 instituant un état d'urgence et en déclarant l'application en Algérie, *Journal Officiel de la République Française* (以下「*JORF*」という。), 7 avril 1955, p.3479. ">http://www.legifrance.gouv.fr/ という。), 7 avril 1955, p.3479. http://www.legifrance.gouv.fr/ との URL は省略する。)

⁽¹⁶⁾ アルジェリアは、1830 年以来、フランス植民地であったが、1945 年 11 月、独立運動が始まり、民族解放戦線 (FLN) 指導の下で反乱が次第に拡大した。1958 年 5 月 13 日、アルジェで植民地放棄に反対する市民と現地軍上層部が反乱を起こし、パリに進軍する動きも見せた。同年 6 月 1 日、ド・ゴールが首相に就任、1962 年 3 月 18 日、FLN とエヴィアン協定を結び、独立を承認した。渡邊啓貴『フランス現代史―英雄の時代から保革共存へ(再版)』(中公新書)中央公論新社,2008, pp.76-117; 柴田三千雄『フランス史 10 講』(岩波新書)岩波書店,2006, pp.213-216. 等を参照。

⁽¹⁷⁾ オルドナンスとは、政府の委任立法権限に基づく法規。国会が法律をもって本来規律すべき特定の事項について、政府の要請に応じて授権法律によって授権がなされた場合には、政府はオルドナンスにより法規を制定できる。 滝沢 前掲注(6), pp.136-137. (次に掲げる憲法第38条参照)

第38条 政府は、そのプログラムを実施するために、通常は法律の所管に属する措置を、期間を限定して、 オルドナンスにより定めることの授権を国会に求めることができる。

² このオルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に閣議で決定する。そのオルドナンスは、公布と同時に発効するが、承認(ratification)のための法律案が授権法律が定めた期日までに国会に提出されない場合には効力を失う。このオルドナンスの承認は、明示的にのみなしうる。(第3項略)

⁽¹⁸⁾ 村田 前掲注(9), p.104.

⁽¹⁹⁾ Assemblée Nationale, *Rapport*, N° 2675, 15 novembre 2005, p.15. http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r2675.asp 以下、緊急状態法制定後の改正等の経緯は、この資料の pp.16-18. を参照した。

⁽²⁰⁾ 上村 前掲注(5), pp.475-476.

⁽²¹⁾ 上村 同上, p.476; 村田 前掲注(9), p.104.

⁽²²⁾ 上村 同上, p.476.

²³⁾ Loi n° 55-1080 du 7 août 1955 relative à la prolongation de l'état d'urgence en Algérie, *JORF*, 14 août 1955, p.8170.

緊急状態法の適用事例は、表2参照)。また、適用 地域は、同年8月28日のデクレ第55-1147号⁽²⁴⁾ により、アルジェリア全土に拡大された。しか し、12月1日、国民議会の解散により、緊急 状態法第4条に従って、アルジェリアにおける 緊急状態を宣言する部分は、廃止された。

その後、1958年5月13日の現地軍上層部等の蜂起の後、同年5月17日の法律第58-487号⁽²⁵⁾により、緊急状態は、フランス本土に3か月間適用され、その後の政権の交代に伴い、6月1日に終了した。

アルジェリアの中心都市アルジェで発生した 市街戦の影響により、1960年2月4日の法律 第60-101号⁽²⁶⁾が制定され、憲法第38条に従っ て、秩序の維持、国家の保護、アルジェリアの 平和及び統治に関する措置を採る権限を政府に 与えた。この法律に基づき制定された同年4月 15日のオルドナンス第60-372号⁽²⁷⁾は、緊急状態法の第2条から第4条及び第11条を改正し、 現行の条文とした。すなわち、緊急状態の宣言 は、旧規定では、法律により宣言するとしてい たのに対し(旧第2条)、新規定では、大臣会議 の議を経るデクレにより宣言することとした (新第2条)。緊急状態の適用地帯は、旧規定で は、大臣会議の議を経るデクレにより定めるとしていたのに対し(旧第2条)、新規定では、単純デクレにより定めることとした(新第2条) $^{(28)}$ 。また、緊急状態の期間について、旧規定では、緊急状態を宣言する法律により期間を定め、それを延長する場合は、新たな法律によると定めていた(旧第3条)のに対し、新規定では、緊急状態を12日を超えて延長する場合について、その延長を法律によることにし(新第2条第3項)、その法律で明確な期限を定めることとした(新第3条)。

アルジェにおける軍事クーデターの発生に伴って、1961年4月22日、2つのデクレ⁽²⁹⁾が制定され、同年4月23日、フランス本土に緊急状態が宣言された。また、同日、大統領により憲法第16条を適用する決定⁽³⁰⁾がなされ、4月24日の大統領の決定⁽³¹⁾により、緊急状態は、4月24日から次の決定が行われる時まで延長された。9月29日、憲法第16条の適用を終了させる決定⁽³²⁾がなされ、同日の決定⁽³³⁾により、緊急状態は、1962年7月15日まで延長された。1962年7月13日のオルドナンス第62-797号⁽³⁴⁾は、緊急状態を1963年5月31日を期限としてデクレが定める日まで延長したが、国民

²⁴⁾ Décret n° 55-1147 du 28 août 1955 extension à tout le territoire Algérien de l'état d'urgence, *JORF*, 30 août 1955, p.8640.

²⁵⁾ Loi n° 58-487 du 17 mai 1958 déclarant l'état d'urgence sur le territoire métropolitain pour 3 mois, *JORF*, 17 mai 1958, p.4734.

⁽²⁶⁾ Loi n° 60-101 du 4 février 1960 autorisant le Gouvernement à prendre, par application de l'article 38 de la Constitution, certaines mesures relatives au maintiende l'ordre, à la sauvegarde de l'Etat, à la pacification et à l'administration de l'Algérie, JORF, 5 février 1960, p.1178.

Ordonnance n° 60-372 du 15 avril 1960 modifiant certaines dispositions de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955 instituant un état d'urgence, *JORF*, 17 avril 1960, p.3584.

⁽²⁸⁾ 大臣会議の議を経るデクレは、大臣会議(閣議)で採択された後、大統領が署名し、かつ、関係大臣が副署するもの。単純デクレ(décret simple)は、一般に、首相が署名し、一人又は複数の大臣が副署するもの。山口編前掲注(7), pp.144-145. 参照。

²⁹⁾ Décret n° 61-395 du 22 avril 1961 portant déclaration de l'état d'urgence, *JORF*, 23 Avril 1961, p.3843; Décret n° 61-396 du 22 avril 1961 relatif à l'application de l'état d'urgence, *JORF*, 23 Avril 1961, p.3843.

⁽³⁰⁾ Décision de 23 avril 1961, *JORF*, 24 Avril 1961, p.3874.

⁽³¹⁾ Décision de 24 avril 1961, JORF, 24 Avril 1961, p.3876.

³²⁾ Décision du 29 septembre 1961 mettant fin à l'application de l'article 16 de la Constitution, *JORF*, 30 Septembre 1961, p.8963.

³³ Décision du 29 septembre 1961 relative à certaines mesures prises en vertu de l'article 16 de la Constitution, JORF, 30 Septembre 1961, p.8963.

表 2 緊急状態法の	

事件等	適用地域	期間	備考
①アルジェリア紛争	アルジェリア	1955.4.3~12.1	
②同上	本土	1958.5.17~6.1	
3同上	本土	1961.4.23~1962.10.24	ほぼ同時期に憲法第16条の適用
④ニュー・カレドニア紛争	ニュー・カレドニア	1985.1.12~6.30	
⑤都市暴力	本土	2005.11.9~2006.1.3	

(出典) Assemblée Nationale, Rapport, N° 2675, 15 novembre 2005, p.18. の表を参考に、筆者作成。

議会の解散により、1962年10月24日に緊急 状態は終了した。

その後20年以上緊急状態法の適用はなかったが、海外領土であるニュー・カレドニア⁽³⁵⁾において、1984年9月6日の法律第84-821号⁽³⁶⁾第116条及び緊急状態法に基づき、1985年1月12日付け高等弁務官のアレテ⁽³⁷⁾第85-35号により発令された。この緊急状態は、1985年1月25日の法律第85-96号⁽³⁸⁾により、同年6月30日まで延長された。この法案は、議会での可決後、国民議会及び元老院の野党議員によって直ちに憲法院に提訴された。憲法院は、同年1月25日判決⁽³⁹⁾を行い、憲法第34条⁽⁴⁰⁾に基づき、公的秩序の維持と自由の尊重との必要な調整を実施するのは、立法者の役割であり、また、憲法が第36条で戒厳について

定めていることは、自由の要求と公的秩序の維持を調整するために、立法者が緊急状態制度を 定める権限を排除するものではないとして、法 案は、憲法に適合すると判示した。法律は、判 決後直ちに審署・公布された。

(2) 緊急状態法の内容

緊急状態法の定める仕組みはやや複雑であるが、緊急状態の実施を、大きく、2つの局面に分けている⁽⁴¹⁾(表3参照)。第1の局面は、大統領が主導し、大臣会議の議を経るデクレによって、緊急状態を宣言し、また、緊急状態が実施される地域(circonscriptions territoriales)を定める局面である。このデクレの制定により、当然に、地方長官(préfet)⁽⁴²⁾は、人又は車両の通行禁止等の措置(緊急状態法第5条)が可能と

⁽³⁴⁾ Ordonnance n° 62-797 du 13 juillet 1962 prorogeant les dispositions des décision des 24 et 27 avril 1961 et modifiant l'ordonnance n° 58-1309 du 23 décembre 1958, *JORF*, 17 Juillet 1962, p.7003.

⁽³⁵⁾ ニュー・カレドニアでは、1980年以降、分離独立を求める運動が激化した。1984年9月6日に制定された ニュー・カレドニアの地位に関する新たな法律は、自治権の拡大、5年以内に独立の是非を問う住民投票の実施 について定めたが、民族解放戦線は、早期の独立を要求し、同年12月には反独立派との流血の事態が生じた。

³⁶⁾ Loi n° 84-821 du 6 septembre 1984 portant statut du territoire de la Nouvelle-Calédonie et dépendances, *JORF*, 7 Septembre 1984, p.2840.

⁽³⁷⁾ アレテは、大臣、地方長官、コミューン(市町村)の長等、デクレ制定権者以外の長の行為形式。滝沢 前掲注(6), pp.273-274. 参照。

³⁸⁾ Loi n° 85-96 du 25 janvier 1985 relative à l'état d'urgence en Nouvelle-Calédonie et dépendances, *JORF*, 26 Janvier 1985, p.1087.

⁽³⁹⁾ Décision n° 85-187 DC du 25 janvier 1985, *JORF*, 26 janvier 1985, p.137. 判決については、蛯原健介「審署後の法律に対する『事後審査』―ニューカレドニア緊急事態判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社, 2002, pp.414-419. 参照。

⁽⁴⁰⁾ 第34条 法律は、以下の事項に関するルールを定める。

一公民権及び公的自由の行使のために市民に認められる基本的保障。メディアの自由、多元性及び独立。市 民の身体及び財産に対し国防のために課される負担。(以下略)

⁽⁴¹⁾ Claire Landais et Frédéric Lenica, "Contentieux de la légalité de l'état d'urgence," *Actualité juridique Droit Administratif*, 22 mai 2006, n° 19/2006, p.1034.

なる。第2の局面は、首相が定めるデクレによっ て (単純デクレ)、特に深刻な影響が生じている 地帯(zones)を指定し、内務大臣又は地方長 官による居所の指定、劇場等の一時的閉鎖等の 強力な措置(同法第6条、第8条)が実施可能と なる局面である。さらに、第11条に規定する 家宅捜索等の措置は、大臣会議の議を経るデク レ又は緊急状態を延長するための法律に明規さ れている場合のみ実施することができる(同法 第11条第1項第1号、第2号)。

以下、緊急状態法の主要な規定を紹介する。 緊急状態は、本土、海外県、海外自治体及び ニュー・カレドニアの全部又は一部において、 公の秩序に対する重大な脅威を生じさせる急迫 した危険がある場合又はその種類及び重大性に よって、公の災害の性格を現出する事件の場合 に、宣言することができる(緊急状態法第1条)⁽⁴³⁾。

緊急状態は、大臣会議の議を経るデクレに よって宣言される。このデクレは、緊急状態が 実施される範囲である地域も定める。この地域 の範囲内において、緊急状態が適用される地帯 は、デクレによって定められる(第2条第1項、 第2項)。緊急状態の12日を超えての延長は、 法律(以下「延長法」という。) によってのみ行 うことができる (同条第3項)。延長法は、緊急 状態の確定的な継続期間を明示する (第3条)。 延長法は、内閣の総辞職又は国民議会の解散の 日から2週間で効力を失う(第4条)。

緊急状態の宣言により、その管轄する県の全 部又は一部が第2条に規定する地域に含まれる 地方長官には、次の権限が付与される。①アレ テによって定める場所及び時間内における、人 又は車両の通行の禁止(第5条第1号)、②人の 滞在が規制される保護地帯又は安全地帯のアレ テによる設定(同条第2号)、③いかなる方法で あっても公権力の行為を妨害しようとする全て の者に対して、県の全部又は一部における滞在 の禁止(同条第3号)。

内務大臣は、いかなる場合においても、第2 条に規定するデクレにより指定された地帯に居 住する者の活動が第2条に規定する地域におけ る公の安全及び秩序に危険であることが明らか なときは、定められた地域又は場所にその者の 居所を指定することができる(第6条第1項)。 いかなる場合にも、居所の指定は、これらの者 を拘禁する収容所の設置を伴ってはならない (同条第3項)。

第5条第3号又は第6条の適用による措置の 対象となった者は、この措置の取消しを請求す ることができる。この請求は、県議会が指名す るその代表を含む諮問委員会に係属する(第7 条第1項)。上記の者は、同条第1項の決定に 関し、管轄の行政裁判所に対して権限踰越の訴 え (recours pour excès de pouvoir) を行うこと ができ、同裁判所は、1か月以内に判決を行わ なければならない。上訴がなされた場合は、コ ンセイユ・デタは、3か月以内に判決を行わな ければならない (同条第3項)。 行政裁判所又は コンセイユ・デタの判決が上記期間内に下され ない場合には、第5条3号又は第6条の処分は 効力を失う(同条第4項)。

内務大臣は、緊急状態が設定された地域の全 域において、地方長官は、県内において、第2 条に規定するデクレによって定められた地帯内 における劇場、酒類の販売店及び集会場の閉鎖 を命じ、また、騒乱を惹起し又は維持する性質 を有する集会を、全面的又は部分的に禁止する ことができる (第8条)。内務大臣は、一定の

⁽⁴²⁾ 地方長官は、地方において国家の権威を保持し、各大臣を代表して官治分権の中核を担う。県地方長官、州地 方長官等がある。県地方長官の任務には、公共の秩序・安全、国民保護に関し、行政警察権を有し、警察力を指 揮監督すること等がある。山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権―ジロンダンの復権』日本評論社, 2006, pp.164-166. 参照。

⁽⁴³⁾ 緊急状態法の訳は、『憲法保障に関する主要国の制度―憲法改正・憲法裁判・緊急事態法制―』(参憲資料第12 号)参議院憲法調査会事務局, 2002, pp.45-48; 藤田嗣雄「フランスの一九五五年四月三日の緊急状態の設定等に関 する法律(五五一三八五号)」『レファレンス』63 号, 1956.4, pp.1-13. 参照。

種類の武器弾薬の引渡しを命ずることができる (第9条)。

第1条に規定する状況の結果生じる必要を充たす目的で1938年7月11日の戦時における国民の一般組織に関する法律(いわゆる国家総動員法)⁽⁴⁴⁾の全部又は一部を実施するため、同法1条に規定する場合に緊急状態の宣言を加える(第10条)。これは、すなわち、緊急状態の宣言によって、人及び物資の徴発を行うことができることを意味する。

緊急状態を宣言するデクレ又は延長法は、明示の規定をもって、第8条の行政当局(内務大臣、地方長官)に対して、①昼夜の別なく家宅捜索を行う権限(第11条第1項第1号)、②あらゆる性質の新聞及び出版並びに放送、映画の上映及び演劇の上演を規制するあらゆる措置を採る権限を与えることができる(第11条第1項第2号)。第1項第1号の措置は、第2条に規定す

るデクレが定める地帯においてのみ適用することができる(第11条第2項)。

緊急状態を設定したときには、県の全部又は一部において、司法大臣及び国防大臣の報告に基づくデクレにより、軍事法廷に対して、この県の重罪院(45)に係属する重罪及びこれに牽連する軽罪を管轄する権限を与えることができる(第12条第1項)。第5条、第6条、第8条、第9条及び第11条第2号に違反した場合は、1週間から2か月間の自由刑及び11ユーロから3,750ユーロまでの罰金又は自由刑若しくは罰金のいずれかに処する(第13条)。この法律の適用により採られた措置は、緊急状態の終了と同時に効力を失う。ただし、緊急状態の解除後に、軍事法廷は、既に起訴を受理した重罪及び軽罪の裁判を継続する(第14条)。

表3 緊急状態法に基づき採り得る措置

緊急状態法	措置	法的根拠	措置を採るための関係デクレ等
第5条第1号	人又は車両の通行の禁止	地方長官のアレテ	
第5条第2号	滞在が規制される保護又は安全 地帯の設定	地方長官のアレテ	_
第5条第3号	滞在の禁止	地方長官のアレテ	
第6条	居所の指定	内務大臣のアレテ	緊急状態の適用地帯を定めるデクレ
第8条	劇場、アルコール飲料販売店及 び集会場の一時的閉鎖	地方長官のアレテ又は国土全体 に緊急状態が施行されている場 合は内務大臣のアレテ	緊急状態の適用地帯を定めるデクレ
第9条	武器の引渡し	内務大臣のアレテ	
第 10 条	人又は財産の徴発	地方長官の徴発命令	
第11条第1号	昼夜を問わない家宅捜索	内務大臣又は地方長官の家宅捜 索命令	・緊急状態を宣言するデクレ又は延長 する法律における明示的規定 ・緊急状態の適用地帯を定めるデクレ
第11条第2号	報道機関の規制	地方長官又は内務大臣のアレテ	緊急状態を宣言するデクレ又は延長す る法律における明示的規定
第 12 条	重罪に関する軍事法廷の管轄権	軍当局の訴追要請	司法大臣及び国防大臣のデクレ

(出典) Assemblée Nationale, Rapport, N° 2675, 15 novembre 2005, pp.33-34.

⁽⁴⁴⁾ Loi du 11 juillet 1938 sur l'organisation générale de la nation pour le temps de guerre, *JORF*, 13 Juillet 1938, p.8330

⁽⁴⁵⁾ 重罪院 (cour d'assises) は、陪審制度によって重罪及びそれに付帯する犯罪を管轄する、控訴院 (我が国の高等裁判所に該当)の刑事特別組織。山口編 前掲注(7), pp.131-132.

緊急状態法の 2005~06 年の適用 П

この章では、緊急状態法の最近の適用事例で ある、2005年末から2006年初めにかけての適 用の詳細について述べる。

1 暴動の発生と拡大

2005年10月27日から28日にかけての夜 間、パリ市北東郊外クリシー・ス・ボワ市にお いて警察に追われた2人の少年が変電所で感電

死した事件を機に、移民の若者を中心とした暴 動が発生し、各地に拡大した(表4参照)(46)。 車両への放火は、次第に増加し、11月6日か ら7日の夜間には、全部で1.400台に達した。 フランスの各都市の郊外 (banlieue) は、北ア フリカ等からの移民とその子孫を中心とする貧 困層が集中する地区であり、この暴動は「都市 暴力 (violence urbaine)」というカテゴリーで とらえられる⁽⁴⁷⁾。この暴動の背景には、移民 の貧困問題及び移民への差別と偏見の問題が あったとされる⁽⁴⁸⁾。

表 4 経緯

事 実
・パリ市北東郊外のクリシー・ス・ボワ市で、警察に追われた 2 人の少年が感電死した事件を機に暴動が発生
・暴動がセーヌ・サン・ドニ県に拡大
・暴動がセーヌ・エ・マルヌ県に拡大
・サルコジ内相が、治安部隊の投入計画を実行
・暴動がイール・ド・フランス州外のセーヌ・マリティーム県に拡大
・オルレアン市長がアレテにより夜間外出禁止令を発令 ・緊急の大臣会議を開催、緊急状態の適用に関する2つのデクレを制定
・緊急状態を宣言
・リヨン市中心部で暴動が発生
・大臣会議で緊急状態法を3か月延長する方針を決定。大統領がテレビで演説、延長への理解を求めた。 ・コンセイユ・デタ判決
・国民議会が賛成 346、反対 148、棄権 4 の賛成多数で延長法案を可決
・元老院が賛成 202、反対 125 の賛成多数で同法案を可決
・コンセイユ・デタ判決
・コンセイユ・デタ判決
・大統領府が、緊急状態を4日付けで解除することを発表
・大臣会議で緊急状態の終了を決定し、デクレを制定
・緊急状態の終了
・コンセイユ・デタ判決

(出典) 新聞報道等を基に筆者作成。

⁽⁴⁶⁾ 以下、暴動の経緯については、特に注記しない限り、Assemblée Nationale, op.cit.(19), pp.6-12, 23-26. 参照。

⁽⁴⁷⁾ 都市暴力とは、一般的には、盗難車を使っての「ロデオ」と呼ばれるスピード競争、車両やごみ箱・公共建築 物への放火、警察や消防隊、警備員に対しての投石や、治安部隊との衝突・暴動がその典型であり、戦後のフラ ンスは、5月革命時の学生や労働者との警察の衝突など、このような暴力を定期的に経験してきたとされる。鶴 巻泉子「メディアと『都市暴力』」『現代思想(臨時増刊)』34巻3号, 2006.2, pp.118-119. 参照。

⁽⁴⁸⁾ 渡邊啓貴「フランス燃ゆ 移民青年たちの暴動が意味したもの」『Jiji Top Confidential』11278, 2005.12.16, pp.6-11; 荻野昌弘「フランス社会は、どこへ行くのか―暴動のフランス」『日仏社会学会年報』15, 2005, pp.1-12; 池村俊郎「荒れる移民の次世代若年層―フランス社会モデルの崩壊か」『調研クオータリー』18,2005 冬,pp.93-104; 鶴巻 同上を含む「総特集 フランス暴動―階級社会の行方」『現代思想(臨時増刊)』34巻3号, 2006.2 所 収の各記事:ジャック・ドンズロ(宇城輝人訳)『都市が壊れるとき―郊外の危機に対応できるのはどのような政 治か』人文書院, 2012. 等を参照。

このような暴力に対しては、コミューン(市町村)の長は、各自治体における行政警察権に基づき、自治体の秩序を維持するための措置を採る権限がある(地方自治一般法典L第2212-2条参照)。コミューンの長が権限行使を怠る場合には、地方長官がこの措置を採ることができる。コミューンの長は、上記の権限行使の一環として、当該地域における暴力行為に対処するため、アレテにより、夜間外出禁止令を発令することができる。ただし、この措置は、人権侵害を防ぐため行政裁判所による厳格な統制を受ける。2005年に発生した暴動においては、オルレアン市で、11月8日にアレテにより未成年者の夜間外出禁止令が発令されたほか、複数のコ

ミューンでこの措置が採られた。しかし、これらの措置は、コミューンの長の個別の判断に基づき行われるものであり、行政裁判所による統制を回避するため、措置の対象者などが限定され、広範かつ重大な事態に十分対応することができなかったとされる。(49)

2 デクレの制定

2005年11月8日、緊急の大臣会議が開催され、緊急状態法の適用に関する2つのデクレが制定された。デクレ第2005-1386号⁽⁵⁰⁾は、フランス本土において、同年11月9日午前0時に緊急状態を宣言すること(第1条)、緊急状態の期間中、緊急状態法第11条第1項第1号が

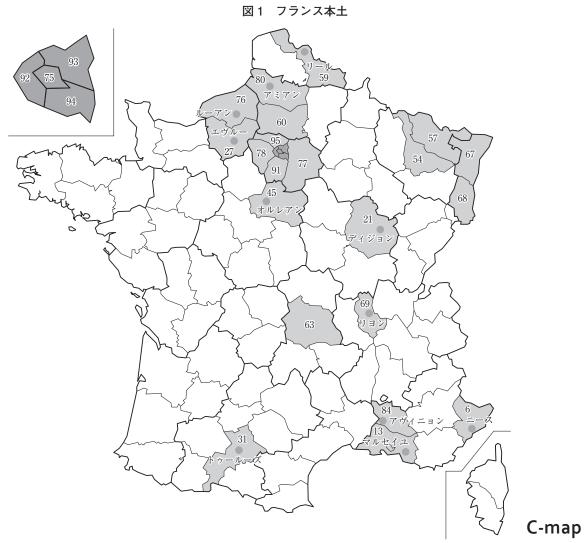
表 5 緊急状態法第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条第 1 項第 1 号の適用地帯

県番号	県 (デパルトマン)	市町村 (コミューン)
6	アルプ・マリティーム	ニース、サン・ローラン・デュ・ヴァール
13	ブッシュ・デュ・ローヌ	マルセイユ
21	コート・ドール	ディジョン、シュノーヴ、ロンヴィック
27	ウール	エヴルー、ジゾール
31	オート・ガロンヌ	トゥールーズ、コロミエ、ブラニャック
45	ロワレ	オルレアン
54	ムルト・エ・モーゼル	ナンシー、ヴァンドゥーヴル・レ・ナンシー
57	モーゼル	メス、ワピー
59	ノール	リール大都市圏共同体の全コミューン
60	オワーズ	メリュ、クレイユ、ノジャン・スュール・オワーズ
63	ピュイ・ド・ドーム	クレルモン・フェラン
67	バ・ラン	ストラスブール、ビシェム
68	オ・ラン	ミュルーズ
69	ローヌ	リヨン、ヴェニシュ
75	パリ	パリ
76	セーヌ・マリティーム	ルーアン、ル・アーブル
77	セーヌ・エ・マルヌ	全コミューン
78	イヴリーヌ	全コミューン
80	ソンム	アミアン
84	ヴォークリューズ	アヴィニョン
91	エソンヌ	全コミューン
92	オ・ド・セーヌ	全コミューン
93	セーヌ・サン・ドニ	全コミューン
94	ヴァル・ド・マルヌ	全コミューン
95	ヴァル・ドワーズ	全コミューン

(出典) 2005年11月8日のデクレ第2005-1387号附表に筆者が県番号を付し、作成。

⁽⁴⁹⁾ Assemblée Nationale, op.cit.(19), p.12.

⁽⁵⁰⁾ Décret n° 2005-1386 portant application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955, *JORF*, n° 261, 9 novembre 2005, p.17593.



(注) 網かけ部分は、緊急状態法第6条、第8条、第9条、第11条第1項第1号の適用地帯を含む県を示す。 (出典) c-map http://cmap.comersis.com/map-2-french-departments-blank-map.html を基に、筆者作成。

適用されること(第2条)を規定する。また、 デクレ第 2005-1387⁽⁵¹⁾は、緊急状態法第 5 条に 規定する措置が本土全体に適用されるほか、同 法第6条、第8条、第9条及び第11条第1項 第1号に規定する措置をデクレの附表に掲載の 地帯 (表5、図1参照) に適用することができる こと(以上第1条)、デクレが、同年11月9日 午前0時に効力を生ずること(第2条)を規定 する。なお、デクレの附表に掲載された各地帯 を含む県は、本土全96県中の25県にわたった。 緊急状態が宣言された後、フランス北西部の ウール県、セーヌ・マリティーム県等で、地方 長官のアレテによる夜間外出禁止令が発令され た。自動車の放火件数は、11月7日から8日 にかけての夜間が1,173台であったのに対し、 緊急状態が宣言された後の11月8日から9日 にかけての夜間は617台であり、以後減少に転 じた。

3 延長法の制定

前述のとおり、緊急状態が宣言されてから 12日を超えて延長するためには、延長法を制 定する必要がある(緊急状態法第2条第3項)。 2005年11月14日午前に臨時の大臣会議が開

⁽⁵¹⁾ Décret n° 2005-1387 du 8 novembre 2005 relatif à l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955, JORF, n° 261, 9 novembre 2005, p.17593.

催され、緊急状態を3か月延長するための法案⁽⁵²⁾を承認した。大臣会議後に出されたコミュニケでは、「多数の都市への重大な暴力行為の拡大は、この措置を正当化する」⁽⁵³⁾とされた。同日20時、ジャック・シラク(Jacques Chirac)大統領は、テレビ演説を行い、延長への理解を求めた。

この法案は、次のような内容である。同年 11月8日のデクレ第2005-1386号により本土 において宣言された緊急状態は、同年11月21 日から3か月延長する(第1条)。延長の間、 緊急状態法第11条第1項第1号の適用を伴う (第2条)。延長期間終了までに、大臣会議の 議を経るデクレにより、緊急状態を終了させる ことができる(第3条)。その場合には、その 旨を議会に報告する(第3条)。

法案は、直ちに国民議会に提出され、憲法委 員会⁽⁵⁴⁾に付託された。また、法案に対する2 つの修正案も提出された。第1の修正案は、法 案第3条に、緊急状態の規定の違反に対する自 由刑の上限を2か月から6か月に引き上げる規 定を加えるというもの、第2の修正案は、法案 第1条の前に、緊急状態法を廃止する旨の規定 を加えるというものであった。憲法委員会は、 翌15日午前、法案を審査した。法案に反対す る議員は、緊急状態を宣言する政府の当初の決 定は正しいが、既にほぼ十分な措置が採られて いるため、延長は不要であること、過去に緊急 状態法が適用された事例は、アルジェリアや ニュー・カレドニアのように、植民地システム に関連した騒乱のようなより激烈な状況である こと、既に暴動が収まりかけており、地方長官 は、緊急状態において与えられた手段をあまり 行使していないこと、緊急状態は、政府の失敗を隠すために世論を抑えることを目的としていること、緊急状態法の適用に際して求められる、必要性・比例性・暫定性の原則⁽⁵⁵⁾に反することを主張した。一方、法案に賛成の議員は、緊急状態に基づく夜間外出禁止等の措置により暴動の防止・抑止が必要であり、措置を採ることを避けるべきでないこと、年末休暇が近づいている状況下では、公的自由の尊重と公的秩序の維持の必要との間で、適正な手段を探る必要があること、暴動の沈静化が始まった時期には緊急状態の防止的効果が重要であることを主張した。採決の結果、法案は、修正なしで可決された。

同日午後、国民議会第1読会において法案の審議が行われた。ニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)内務大臣の趣旨説明、憲法委員会委員長の審査結果の報告に続き、修正案が否決された後、法案の採決が行われ、賛成多数(賛成346、反対148、棄権4)で可決され、元老院に回付された。

元老院では、法案は、憲法委員会⁽⁵⁶⁾に付託された。また、3つの修正案が提出された。第1の修正案は、法案第1条の前に、緊急状態法を廃止する旨の規定を加えるというもの、第2の修正案は、法案の第1条を削除するというもの、第3は、第2条を削除するというものであった。憲法委員会は、翌11月16日午後に審査を行った。法案に賛成する議員は、不安定な現状及び事態の小康状態を前提とすれば、法案は不可欠なものであること、緊急状態においては人権の保障にも配慮がなされていること等を主張した。法案に反対の議員は、緊急状態法は、憲

⁶²⁾ Projet de loi prorogeant l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955, n° 2673.

⁽⁵³⁾ Le Monde, 14 novembre 2005.

⁽⁵⁴⁾ Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République.

⁵⁵⁾必要性の原則は、緊急状態において採られる措置が公的秩序の破壊に対処するために必要なものであること、 比例性の原則は、自由の制限及び武器の使用が限定的で適切なものであること、暫定性の原則は、通常法からの 逸脱が公的秩序の回復及び継続のために必要な期間に限られること。Assemblée Nationale, *op.cit.*(19), pp.5-6. 参照。

⁽⁵⁶⁾ Commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale.

法及び国際条約による統制を受けず時代遅れのものであると主張した。採決の結果、法案は、修正なしで可決された。同日、第1読会において法案の審議が行われた。サルコジ内務大臣の趣旨説明、憲法委員会委員長の審査結果の報告に続き、修正案が否決された後、法案の採決が行われ、賛成多数(賛成202、反対125)で可決された。延長法(57)は、11月18日、大統領の審署を得て、翌19日公布された。

4 緊急状態の終了

ル・モンド紙等によれば、11月9日午前0 時に緊急状態が宣言された後、緊急状態法に基 づき採られた実際の措置は、限定的なもので あったとされる(58)。この措置の中心をなすも のは、地方長官のアレテによる夜間外出禁止令 であり、7県82コミューンで発令された。こ のアレテは、比較的限定された期間を限って適 用され、ウール県では、マドレーヌからエヴルー までの地区における全ての者及び車両を対象と したが、他の6県は、保護者の同伴のない未成 年者に対象を限定した。アルコール飲料販売店 の閉鎖は、アルプ・マリティーム県の2コミュー ン (ニース、サン・ローラン・デュ・ヴァール)及 びソンム県 (アミアン) で実施された。集会の 禁止は、ウール県、ローヌ県及びパリで実施さ れた。一方、複数の地方長官(バ・ラン、ローヌ、 セーヌ・エ・マルヌ、ヴァル・ド・マルヌ等)は、 緊急状態法に基づく措置ではなく、通常の行政 警察権により、暴力行為の起こった期間及び大 晦日に未成年者へのガソリンの販売禁止措置を 採った。また、行政上の権限に基づき未成年者 の通行禁止措置を採ったコミューンの長もあっ た。

緊急状態の宣言後、状況は沈静化してきていたが、ドミニク・ド・ビルパン(Dominique de Villepin)首相は、暴動の再発を防ぐために、年末の期間中は、緊急状態を継続することを望んだ。大晦日に車両への放火があったものの、懸念されていたような暴動の再発は起こらなかったため、2006年1月2日、大統領は、首相に会って現状分析を行い、緊急状態を1月4日に解除することを決断した。翌1月3日、大臣会議が開催され、緊急状態法の適用を終了させるデクレ(59)が制定され、1月4日をもって緊急状態が終了した。(60)

Ⅲ コンセイユ・デタの判決と争点

緊急状態法の適用は、およそ以上のような経緯をたどった。この間、行政裁判所(コンセイユ・デタ)に緊急状態に関するデクレの効力の停止等を求める訴えが提起され(本稿では、提起された順に「A、B、C、D、E訴訟」と略称する。)、急速審理手続⁽⁶¹⁾に付された訴え(B、C、D、E訴訟)について、2005年11月14日から12月9日の間に4つの判決が、また、緊急状態終了後の2006年3月24日に本案判決(A訴訟)が下された(表6参照)。以下では、まず、1で、緊急状態におけるコンセイユ・デタの統制機能について確認した後、2で、各判決の概要を、3で、裁判の主要な争点を紹介する。

⁵⁷⁾ Loi n° 2005-1425 du 18 novembre 2005 prorogeant l'application de la loi n° 55-385 du avril 1955, *JORF*, n° 269 du 19 novembre 2005, p.18025.

⁵⁸⁾ Le Monde, 4 janvier 2006; Assemblée Nationale, op.cit.(19), pp.24-25. 参照。

⁵⁹⁾ Décret n° 2006-2 du 3 janvier 2006 mettant fin à l'application de la loi n° 2005-1425 du 18 novembre 2005, JORF, n° 3, 4 janvier 2006, p.122.

⁽⁶⁰⁾ Le Monde, 3 janvier 2006; 4 janvier 2006.

⁽⁶¹⁾ 緊急の場合、当事者の申請に基づき、急速審理裁判官(Juge de référé)が、本案の審理を侵害することのない、また、行政決定の執行に障害をもたらすことのない、全ての措置を命じることができる訴訟手続。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』三省堂, 2012, p.251; 山口編 前掲注(7), p.494. 参照。

表 6 緊急状態法の適用に関するコンセイユ・デタの 判決一覧

本稿での略称	訴訟番号	提訴年月日	判決年月日
A訴訟・判決	n° 286834	2005.11.10	2006. 3.24
B訴訟・判決	n° 286835	2005.11.10	2005.11.14
C訴訟・判決	n° 286837	2005.11.10	2005.11.14
D訴訟・判決	n° 287217	2005.11.18	2005.11.21
E訴訟・判決	n° 287777	2005.12. 5	2005.12. 9

(注) 筆者作成。

1 コンセイユ・デタの統制機能

(1) 行政裁判所と管轄権

フランスでは、行政裁判権は行政権に属し、 司法権に属する司法裁判組織とは別個独立の裁 判組織を形成している。行政事件に関する通常 裁判所としての第一審機関は「地方行政裁判所」 (tribunal administratif) であり、その控訴審は「コ ンセイユ・デタ争訟部」(Section du contentieux du Conseil d'État) が管轄する。また、コンセ イユ・デタ争訟部は、特別の重要な事案などに ついて一審かつ終審としての特別の管轄権を有 する。⁽⁶²⁾このコンセイユ・デタが一審かつ最終 審としての管轄権をもつ事項としては、①地方 行政裁判所が存在しない場所で生じた行政争 訟、②適用領域が複数の地方行政裁判所の管轄 区域にまたがる一方的行政行為をめぐる争訟、 ③特別に重要な行政行為をめぐる争訟などがあ る。③には、大統領や首相のデクレの取消訴訟 等が含まれる⁽⁶³⁾。

行政裁判所の管轄から除外される分野としては、第1に、法律の憲法適合性の審査がある。 行政裁判所は、立法権を担う議会の作用から生じる争訟には原則的には管轄権を有さないため、法律の憲法適合性は審査の対象とはならない⁽⁶⁴⁾。憲法院のみがこの審査を行うことがで きる。第2に、行政裁判所も司法裁判所も行政権の自律を尊重し、管轄権の行使を控える分野がある(「統治行為」(actes de gouvernement))。統治行為の範囲は次第に縮小しており、現在では、①政府の議会との関係に係る諸行為(解散の決定、大統領の憲法第16条(非常権限)を適用する決定等)及び政府の内部にかかわる憲法的諸関係(政府の編成、首相罷免の承認又は拒否等)、②国際関係にかかわるフランスの諸行為(条約の効力及び解釈並びに施行停止、宣戦等)に限定される⁽⁶⁵⁾。

他方、過去において行政裁判所の管轄とはさ れていなかったが、近年、管轄に属するとされ るようになった分野として、法律の国際条約適 合性の審査がある。憲法第55条は、「正規に批 准又は承認された条約又は協定は、相手国によ る当該協定又は条約の適用を条件に、公布と同 時に法律に優位する効力をもつ。」と規定し、 国際条約が法律に対して優位性を有することを 規定する。優位性の判断については、法律と条 約の前後関係により裁判所の対応に違いがあっ た。法律が条約に先行している場合には、条約 についての議会の同意の意思が認められ、後法 優位の一般原則もあるため、裁判所は条約を適 用し、条約に抵触する法律の適用を排除してき た。しかし、条約より後に条約に抵触する法律 が制定された場合は、後法優位の原則を基本と して、法律をそのまま適用してきた。憲法院は、 1975年1月15日の判決(66)で、法律の条約適合 性の審査は憲法院の権限に属しないと判示した ため、これを受けて、破毀院(最高司法裁判所) は条約違反の法律を適用しないという判例変更 を直ちに行い、コンセイユ・デタも 1989年 10 月 20 日の判決(いわゆる「ニコロ判決」)⁽⁶⁷⁾で同

⁽⁶²⁾ 山口俊夫『概説フランス法 上』東京大学出版会, 1978, p.241. 参照。

⁽⁶³⁾ 滝沢 前掲注(6), p.203.

⁶⁴ J. リヴェロ (兼子仁ほか訳)『フランス行政法』東京大学出版会, 1982, p.167.

⁽⁶⁵⁾ P. ウェール・D. ブイヨー(兼子仁・滝沢正訳)『フランス行政法―判例行政法のモデル』三省堂, 2007, pp.87-88

⁽⁶⁶⁾ Décision n° 74-54 DC du 15 janvier 1975.

⁽⁶⁷⁾ CE, Ass., 20 octobre 1989, Nicolo, reg.n° 108243.

(2) 例外状況の法理

管轄権の問題とは異なり、また、本稿で紹介 する判決で用いられた法理ではないが、緊急事 態に関連して、行政裁判所が行政行為の適法性 を判断する場合における原則としての「例外状 況(circonstances exceptionnelles)の法理」に言 及しておく。行政行為は、法規範を遵守し行わ れなければならない(適法性の原理)が、例外 状況の法理は、戦争等、ある種の危機的状況に おいては、行政機関は、通常拘束される法規に 違背することが認められるというものである。 すなわち、普通ならば違法な措置が例外状況に おいては有効に為され得る。これは、適法性の 原理の例外と考えられ⁽⁶⁹⁾、あるいは、明示の 規定によらず、通常の適法性に代替的・危機時 の適法性がとって代わる(70)ということを意味 する。他方、戒厳、緊急状態、憲法第16条の 適用といった国家的危機にかかわる制度は、憲 法又は法律の明示の規定により行政権の拡大が 認められるものであり、例外状況の法理とは区 別する必要がある。

(3) 緊急状態における行政裁判所の統制機能

先述(I2(2))のとおり、緊急状態法の適用 の際には、政府の一定の措置に対する行政裁判 所への訴えが認められる (緊急状態法第7条)。 これは、緊急状態法の適用を前提とした個別の 措置に関する訴えの審理であり、コンセイユ・ デタは控訴審としての役割を果たす。他方、コ ンセイユ・デタは、(1) に述べたような独自の 管轄権に基づき、緊急状態法の適用の決定その ものの適法性を審理することができる。次に紹 介するコンセイユ・デタの判決は、後者であり、

大統領及び首相のデクレの効力停止の訴え、法 律(延長法)の国際条約(欧州人権条約)適合性 についての審理が含まれる。

2 判決の内容

(1) 2005 年 11 月 14 日判決 (B、C 訴訟判決)

2005年11月8日に制定された2つのデクレ について、同年11月10日、コンセイユ・デタ にデクレの効力停止を求める3件の訟えが提起 された。このうち2つは、2つのデクレの効力 の一時停止を求めるもの(B訴訟(訴訟番号n° 286835)、C訴訟 (n°286837)) であり、急速審理 手続に付された。他の1つは、本案判決を求め るものである (A訴訟 (n° 286834)。(4)で紹介す る。)。11月14日に判決が行われたのは、B、C 訴訟の判決である。

B訴訟は、フランス本土在住の大学教授から 提起されたものであり、原告の主張は、次のと おりである。①一部のコミューンしか影響を受 けていないにもかかわらず本土全体に緊急状態 を宣言したのは必要性の原則(71)に反しており、 また、過去に都市暴力に対して緊急状態が宣言 されたことはない、②デクレ第 2005-1386 号は、 警察措置の比例性の原則に反しており違法であ る。今回の場合において、緊急状態の宣言は、 夜間外出禁止令の発令を主な目的としている が、判例では、警察当局が緊急状態法に拠るこ となく夜間外出禁止措置を採ることの適法性が 認められている、③デクレ第 2005-1387 号は、 その法的基礎をなすデクレ第 2005-1386 号が違 法である結果、違法となる。また、デクレ第 2005-1387 号は、事態との比例性を欠き、戒厳 におけるよりも強力な居所の指定、裁判所に統 制されない家宅捜索を認めているため違法であ る、④上記2つのデクレは、官報による公布に

⁶⁸ 滝沢正「フランスにおける国際法と国内法—条約と法律を中心として—」『上智法学論集』42 巻 1 号, 1998.8, pp.39-68; ウェール・ブイヨー 前掲注65), pp.174-176. 参照。

⁽⁶⁹⁾ リヴェロ 前掲注(64), p.91.

⁽⁷⁰⁾ ウェール・ブイヨー 前掲注(65), pp.93-94.

⁽⁷¹⁾ 必要性の原則及び比例性の原則については、注(55)参照。

先だって(11月9日午前0時)効力を生ずると されており、遡及適用の違法性がある。

判決(72)では、まず、緊急状態制度において 採り得る措置には、緊急状態法に基づき当然に 適用可能となる措置とデクレの補足的規定の対 象となる措置があるとした。また、12日を超 える緊急状態の延長は、法律によって許可され なければならず、公権力の権限拡大は暫定的性 格を有することを確認した。続いて、2005年 10月27日以後の状況の悪化、本土の重要地域 への暴動の波及及び公的秩序の破壊に鑑みる と、デクレが不必要に本土全体に緊急状態を拡 張しているとの原告の主張は、デクレ第2005-1386 号の適法性に重大な疑義を与えることに はならないとした。デクレ第2005-1387号につ いては、緊急状態において採られる措置は、緊 急状態法に規定される人権保障に合致しなけれ ばならず、同法第5条第3項及び第6条に基づ く措置(滞在の禁止、居所の指定)は、県の諮問 委員会への訴えの対象となり、同法第11条第 1号に基づく内務大臣及び地方長官による家宅 捜索の権限行使の裁判所による審査も可能であ るとした。また、デクレ第 2005-1387 号により 認められる措置の基礎には、行政裁判所が合憲 性審査を行うことができない法律 (緊急状態法) があるとした。最後に、判決は、民法典第1条⁽⁷³⁾ が定める法規の効力発生に関する規定を根拠 に、デクレが即時(すなわち11月9日午前0時) の効力発生を規定することはできないとする主 張を退け、請求を棄却した。

次に C 訴訟は、ニュー・カレドニア在住者からの訴えであるが、判決⁽⁷⁴⁾は、緊急状態が適用される地域に常住する者のみに訴えの利益が求められるとし、原告の訴えの利益を認めず、請求を却下した。

(2) 2005 年 11 月 21 日判決 (D 訴訟判決)

この訴えは、延長法が制定された11月18日 に提起され (n° 287217)、急速審理手続に付さ れた。原告は、2つのデクレの一時停止を求め た。原告の主な主張は、次のとおりである。① 緊急状態は、戒厳と異なり、現行憲法に規定さ れておらず、現行憲法により黙示的に廃止され た、②デクレ第 2005-1387 号は、緊急状態法第 5条に規定する措置を本土全体に適用するとし ており、違法である、③デクレ第 2005-1386 号 は、デクレ第2005-1387号に規定されていない 県にも緊急状態を宣言しており、緊急状態法第 1条に従っていない、④宣言を行う議会の権限 を大統領に代替させる内容の 1960 年 4 月 15 日 のオルドナンス第60-372号は違法であるため、 大統領には、デクレ第 2005-1386 号を制定する 権限がない、⑤同オルドナンスは、1962年ま でのアルジェリア紛争の期間を超えて適用され ており、違法である。

判決⁽⁷⁵⁾は、デクレ第 2005-1386 号について、 延長法の制定により、11 月 21 日以降、同デク レの一時停止を求める訴えの目的 (objet) が消滅したため、同デクレの一時停止を判示する根 拠がないとした。続いてデクレ第 2005-1387 号

⁽⁷²⁾ CE, ord., 14 novembre 2005, *Rolin*, req.n° 286835. 以下、判決の内容は、コンセイユ・デタのウェブサイト http://www.conseil-etat.fr/fr/base-de-jurisprudence/> 及びフランス政府の法令・判例サイト http://www.legifrance.gouv.fr/> で参照できる。なお、判決の要旨(プレス・リリース)も、コンセイユ・デタのウェブサイトに掲載されている。

⁽⁷³⁾ 第1条 法律及びフランス官報で公布される行政行為は、それらが定める日又はその定めがない場合は公布の翌日に効力を生じる。ただし、その実施に適用措置を要する規定の効力発生は、その措置の効力が生じる日に延期する。

² 緊急の場合には、効力発生について規定する法律の審署のデクレ及び政府がその特定の規定について命令する行政行為は、その公布から効力を生じる。

^{3 (}略)

⁽⁷⁴⁾ CE, ord., 14 novembre 2005, *Hoffer*, req.n° 286837.

⁽⁷⁵⁾ CE, ord., 21 novembre 2005, *Boisvert*, reg.n° 287217.

について、憲法に戒厳が規定されることは、議会がその権限の範囲内で過去の制度と異なる例外的権限に関する他の制度を創設することを妨げるものではなく、緊急状態の制度と現行憲法の間に齟齬はないとし、以上により、請求を棄却した。

(3) 2005 年 12 月 9 日判決 (E 訴訟判決)

この訴えは、緊急状態を延長する法律が制定された後の12月5日に提起され(n°287777)、急速審理手続に付された。74名の市民で構成する原告は、緊急状態の一時停止又は大統領に対し変化する状況の再検討を命ずる判決を求めた。

原告の主張の第1点は、延長法は、欧州人権 条約 (1950 年 11 月 4 日署名、1953 年 9 月 3 日発効) に基づきフランスが負う義務に違反するという ものである。欧州人権条約第15条第1項は、「戦 争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態の 場合には、いずれの締約国も、事態の緊急性が 真に必要とする限度において、この条約に基づ く義務から逸脱する措置を採ることができる。 ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基 づき負う他の義務に抵触してはならない。」(76) と規定する。また、同条第3項は、「義務から 逸脱する措置を採る権利を行使する締約国は、 採った措置及びその理由を欧州評議会(Council of Europe) 事務総長に十分に通知する。(以下 略)」と規定する。フランスは、1974年5月の 批准書寄託の際、憲法第16条の大統領の非常 権限、1849年8月9日の戒厳の宣言に関する 法律(77)、緊急状態法等に規定する状況が上記 第15条第1項に合致するものと理解される旨 留保していた⁽⁷⁸⁾。原告は、第1項の「国民の

生存を脅かす公の緊急事態の場合」であっても 緊急状態の効力を継続することは正当化されないので、延長法は、同条約第15条第1項に違 反すると主張した。この主張に対し、判決⁽⁷⁹⁾は、 過去の判例が存在しないため、急速審理裁判官 の職責に鑑みると原告の主張はとり難いとした。また、同条約第15条第3項に基づき、政 府が緊急状態法の適用について欧州評議会への 報告を行い、欧州評議会がそれを確認している ことも理由に挙げた。

原告の主張の第2は、公的秩序の妨害が沈静化したのにかかわらず、大統領が緊急状態を終了させないことは、多くの基本的自由を、重大かつ明白に、違法に侵害するものであるとするものである。この点について裁判官は、緊急状態の宣言を正当化する状況が顕著に進行したことを認め、大統領が直ちに緊急状態を終了することを控えたことで明らかに違法な決定を行ったものとすることはできないとし、以上により、請求を棄却した。

(4) 2006年3月24日判決(A訴訟判決)

2005年11月14日に提起された訴えのうち1つ (n°286834) は、翌2006年3月24日に判決が行われた。この訴えは、デクレ第2005-1386号及びデクレ第2005-1387号の無効を求めるものであり、B訴訟 (n°286835) の訴えと同じ原告による訴えと11月18日に提起された他の同趣旨の訴え(n°287218)が統合されたものである。

判決⁽⁸⁰⁾は、次の3点の理由により請求を棄却した。第1に、(延長法の制定という)立法府の関与は、デクレ第2005-1386号によりなされた決定を承認(ratifier)するものであるため、(延長法の制定後は)デクレ第2005-1386号の規定の

⁽⁷⁶⁾ 欧州人権条約の訳は、奥脇直也・小寺彰編『国際条約集 2012 年版』有斐閣, 2012, p.363. 参照。

^{(77) 2004}年に、国防法典に編入された。

⁽⁷⁹⁾ CE, ord., 9 décembre 2005, Allouache et autres, reg.n° 287777.

⁽⁸⁰⁾ CE, Ass., 24 mars 2006, Rolin et Boisvert, reg.n° 286834.

適法性について争うことができない。第2に、 デクレ第 2005-1387 号については、上記理由に より、同デクレを無効にするためにデクレ第 2005-1386 号を援用することができないこと、 緊急状態法には、同法第6条の居所の指定の対 象者がその措置の取消しを諮問委員会に請求で きること等、権利の保障が規定されていること、 デクレ第2005-1387号は、コンセイユ・デタが 合憲性の判断を行うことができない法律に基づ き制定されたこと、デクレ制定に至るまでの暴 動の状況、居所の指定が限定的に行われたこと から、緊急状態法に基づく措置は、法的に正当 化できること、以上により、デクレ第2005-1387 号は、欧州人権条約第15条の規定に違反 していないとした。第3に、デクレ第2005-1387号の施行日については、民法典第1条第2 項に従って公布された時に効力を生じており、 デクレは、遡及的に効力が生じるものではない とした。

3 争点

コンセイユ・デタの裁判を通じて、主に次の 争点の存在が明らかとなった。第1は、緊急状態の宣言は適法であったかどうか、第2は、緊 急状態の宣言及び延長は、欧州人権条約に抵触 しないかどうか、第3は、緊急状態法の合憲性 の問題である。

(1) 政府の行為 (デクレ) の適法性

緊急状態の宣言・実施について、B訴訟において原告は、デクレが必要性及び比例性の原則に反していることを主張した。判決は、暴動の拡大等の諸状況に鑑みて、デクレの適法性に重大な疑義は生じないとして、この主張を否定し

た。D訴訟判決は、デクレ第 2005-1386 号について、延長法の制定により、2005 年 11 月 21 日以降、同デクレの一時停止を求める訴えの目的(objet)が消滅したと判断した。E訴訟において、原告は、緊急状態を終了させないことが公的自由の侵害に当たると主張した。判決は、年末に暴力行為が再発するおそれ等を挙げ、直ちに緊急状態を終了させないことが明らかに違法とはいえないとした。A訴訟判決は、同年11 月 18 日の延長法制定はデクレ第 2005-1386 号を承認する意味をもち、制定後にデクレの適法性を争うことができないとし、デクレ第2005-1387 号の違法性も否定した。

以上の訴訟のうちB訴訟判決の判例評釈によれば、判決は、緊急状態法に定める適用条件が満たされている以上、緊急状態を宣言する決定を行う大統領の自由な裁量を認めたものとして⁽⁸¹⁾、あるいは、当時の状況下における最高機関(大統領)の意思の効果を一時停止させることを控えたものとして理解される⁽⁸²⁾。この判決の結論の背景には、緊急状態法の適用の決定は、緊急状態法に基づく具体的な警察措置ではなく、行政当局の権限を拡張させる行為として、大統領の判断に委ねられることがあるとされる⁽⁸³⁾。

A及びD訴訟判決は、延長法の制定がデクレの違法性の問題を消滅させると結論する。A訴訟判決の判例評釈によれば、延長法が有効であるのにもかかわらず、緊急状態の宣言が無効であることを認めることは困難であるとされる⁽⁸⁴⁾。しかし、仮に政府が緊急状態の延長を望まず、延長法が制定されない場合において、緊急状態の期限である宣言から12日の経過前又はその後に緊急状態の宣言について判決がど

⁽⁸¹⁾ Philippe Chrestia, "Rejet de la demande de suspension de l'état d'urgence," *Actualité juridique Droit Administratif*, 6 mars 2006, n° 9/2006, p.504.

⁸²⁾ Pascal Caille, "L'état d'urgence. La loi du 3 avril 1955 entre maturation et dénaturation," *Revue du Droit Public et de la Science Politique en France et à l'Étranger*, n° 2, Mars-Avril 2007, p.339.

⁽⁸³⁾ Chrestia, op.cit.(81)

⁽⁸⁴⁾ Landais et Lenica, op.cit.(41), p.1035.

のような判断を行うことになるのかは不明のままである。また、判決が採る考え方は、憲法第38条に基づき、政府が法律の所管に属する措置をオルドナンスという法形式により定めることを議会から授権され、後で法律により承認を受けることとの類似性が想起される。しかし、緊急状態法第3条は、延長法を、緊急状態の「延長を許可する(autorisant la prorogation)」法律であると明記しており、憲法第38条のように(大統領の決定を)「承認する(ratifier)」としてはいないこと等を理由として、憲法第38条との類似性を否定し、判決の理由には説得力がないとの意見もある。⁽⁸⁵⁾

(2) 国際条約への抵触

E 訴訟において、原告は、延長法が欧州人権 条約に違反すると主張したが、判決は、政府が 緊急状態法の適用について欧州評議会へ報告し ていること等を理由として、原告の主張をとり 得ないとした。また、A訴訟判決は、デクレ 2005-1387 号は欧州人権条約に違反しないとし たが、その理由は必ずしも明確ではない。A 訴訟判決の判例評釈によれば、欧州人権裁判所 が、過去において、欧州人権条約第15条の適 用における締約国の広い裁量を認める内容の判 決を行っていることが、A訴訟判決の結論を 導き易くしたとされる。しかし、同評釈は、判 決をデクレ第 2005-1387 号に定める措置が比例 性原則等に反しないかどうかの判断を控えたも のと捉え、もし、コンセイユ・デタが、同デク レの法的正当性についての判断を行えば、緊急 状態法の適用により採られる多くの措置への要 求水準を向上させることになるであろうと指摘 している。⁽⁸⁶⁾

また、同条約第15条の適用除外が認められるための3つの条件は、第1に、権利及び自由

の侵害は国民の生存への脅威に対処することを 目的とすること、第2に、事態の緊急性により 真に必要とされる限度を超えないこと、第3に、 国際法上の他の義務に違反しないことであり、 緊急状態法を暴動の影響を受けていない地域に も適用することは、必要な限度を超え、第1、 第2の条件に違反する可能性があるとして、緊 急状態法の適用の同条約適合性を具体的に審理 すべきであったとする意見もある。⁽⁸⁷⁾

(3) 緊急状態法の合憲性

B訴訟判決では、デクレ第 2005-1387 号に関連して、行政裁判所が緊急状態法についての合憲性審査を行うことができないことを述べている。D訴訟判決は、デクレ第 2005-1387 号について、憲法に戒厳が規定されることは、議会がその権限の範囲内で過去の制度と異なる例外的権限に関する他の制度を創設することを妨げるものではないと判断した。

1958年に制定された現行憲法には、緊急状 態についての規定が存在しないため、現行憲法 制定以前に制定された緊急状態法が黙示的に廃 止されたという考え方もあり得た。しかし、前 述の憲法院判決(I2(1)(ii)参照)は、緊急状態 法が黙示的に廃止されたと主張する原告の訴え に対し、憲法第34条に基づき、黙示の廃止の 主張を否定した。憲法院の判決は、憲法第62 条第3項に基づき、公的諸権力並びに全ての行 政的及び司法的機関を拘束するため、この判決 により緊急状態法が有効性を保つことが確定し た。ただし、憲法院判決の採る、憲法第34条 により緊急状態法の制定が立法府に黙示的に授 権されたという考え方については、法律の憲法 適合性の統制において認められてきた憲法が厳 格性を有するという前提から疑問が提起されて いる。(88)

⁽⁸⁵⁾ Caille, op.cit.(82), pp.339-341.

⁽⁸⁶⁾ Landais et Lenica, op.cit.(41), p.1036.

⁽⁸⁷⁾ Caille, op.cit.(82), pp.344-346.

⁽⁸⁸⁾ *ibid.*, pp.336-337.

この点について、判決以降の動きに若干触れておきたい。2007年7月に設置された「第5共和国の諸制度の近代化と均衡回復に関する検討及び提案委員会」は、同年10月に大統領に報告書⁽⁸⁹⁾を提出した。この中で、憲法第36条に、次のとおり、戒厳と併せて、緊急状態について規定することを提案した。

- 第36条 戒厳及び緊急状態は、大臣会議の 議を経るデクレにより発令することができ る。
- 2 12日を超えての延長は、議会のみが承認することができる。
- 3 組織法律 (loi organique) ⁽⁹⁰⁾ は、戒厳及び 緊急状態の制度及び適用の条件を定める。

このような規定が憲法に規定されたならば、 緊急状態に憲法的基礎が与えられるとともに、 組織法律には、緊急状態等の想定する状況、実 施条件、行政当局に委任される権限、緊急状態 等を宣言する政府の行為及び各措置に対する裁 判所の統制、議会による統制等が規定されるこ とになり、これにより、緊急状態法の合憲性の 問題は解決したものと考えられる⁽⁹¹⁾。しかし、 この規定は、最終的に、政府が 2008 年 4 月に 国民議会に提出した憲法改正案には盛り込まれ ることはなかった。

おわりに

2005 年末から 2006 年初めにかけての緊急状態法の適用及びコンセイユ・デタの裁判は、およそ以上のとおりの経過を辿った。全体として

は、緊急状態法の適用は、暴動の沈静化に一定 の効果があったとみることも可能であろう。ま た、コンセイユ・デタは、統治行為論をとらず、 緊急状態法の適用についての判断を行ったが、 いずれの判決も政府の判断を尊重するものと なった。

このようなコンセイユ・デタの判断は、執行 権に属する行政裁判所が執行権の行為の適法性 を裁くという、フランスの二元的裁判制度(「は じめに」、■1(1)参照)の問題から生じていると する見方もあり得よう。しかし、フランスでは、 行政裁判官は、行政実務に通じていてこそ、行 政の過ちを見抜き、これを糺すことができると 肯定的に考えられていること、また、コンセイ ユ・デタの市民の権利・自由の擁護者としての 伝統と実績が、行政裁判制度への強固な信頼に つながっていること(92)からすると、行政裁判 制度の問題というよりも、緊急状態法が危機時 における大統領の強力な指導性を認める現行憲 法を背景とする制度であることそのものから導 かれたといえるのではないかと思われる。この ことは、緊急状態法の改正経緯からも窺うこと ができる。第4共和制において初めて制定され た緊急状態法では、緊急状態の宣言は、議会が 制定した法律によるとされていたのに対し、大 統領の権力の強化が進められた第5共和制にお ける改正により、緊急状態は、大統領が主導す る大臣会議の議を経るデクレにより宣言するこ ととされたのである (I2(1)(ii)参照)。

一般に、強度の緊急事態においては、政府に よる迅速かつ適切な行為が行われなければなら ないことは勿論である。ただし、以上紹介した フランスの例からは、緊急事態において政府に

⁸⁹⁾ Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, "Une V^e République plus démocratique," *JORF*, 30 octobre 2007.

⁹⁰⁾ 第5共和制において公権力の組織と運営の態様を定める法律。法律階層では、憲法的法律と通常法律の中間に 位置付けられる。山口編 前掲注(7), p.348. 参照。

⁽⁹¹⁾ Jean-Claude Masclet, "Article 36," François Luchaire et al., La Constitution de la République française: analyses et commentaires, Paris: Economica, 2008, p.944. 参照。

⁹²⁾ 高世三郎・西川知一郎『フランスにおける行政裁判制度の研究』(司法研究報告書第 49 輯第 1 号)司法研修所, 1997, p.320.

平常時に比べて強力な権限を集中させる体制に ついて検討する場合には、その権限の根拠に法 的な明確性を与えるとともに、強力な権限の行 使による人権侵害を回避するため、その権限行

使を適切に統制する制度の構築が重要な課題と なることを、窺うことができる。

(やべ あきひろ・専門調査員)